

市民後見ひょうご 2016年度定期総会のご案内

拝啓 市民後見ひょうご会員の皆様におかれましては、益々ご健勝のことをお喜び申し上げます。
市民後見ひょうご 2016年度定期総会を開催しますのでご多忙とは存じますが、万障お繰り合わせの上ご出席くださるようお願い申し上げます。

なお、ご出席の有無を**5月16日(月)**までに返送いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時：2016年5月21日(土)

受付： 13:15

総会： 13:30~14:30

(休憩)

懇談会： 14:45~16:30

2. 場所：あすてっぷ KOBE

セミナー室4 (2階フロアー)

3. 議題：

- 第1号議案 2015年度(第7期)事業報告及び会計報告並びに監査報告承認の件
- 第2号議案 2016年度(第8期)事業計画(案)及び会計予算(案)に関する件
- 第3号議案 定款変更び確認に関する件
- 第4号議案 役員(理事・監事)候補者の選任に関する件

4. 依頼事項：

- (1) 同封の「定期総会出欠届」のはがきに必要事項を記載の上返送願います。
- (2) 2016年度会費 ¥3,000 を**5月16日(月)までに**次の何れかの口座に振り込み願います。(既に払込済の方は不要です)

※ 正会員 会費：¥3,000 活動に参加していただき、議決権があります。

賛助会員 会費：¥3,000 資金面での援助、催しや総会(議決権はありません。)等に出席できます。

※ 該当振込銀行に○、振込金額を選択して振込日を記載ください。会費の領収書は銀行振込控に代えます。総会に出席される方は念のため振込控を持参ください。振込手数料はご負担ください。

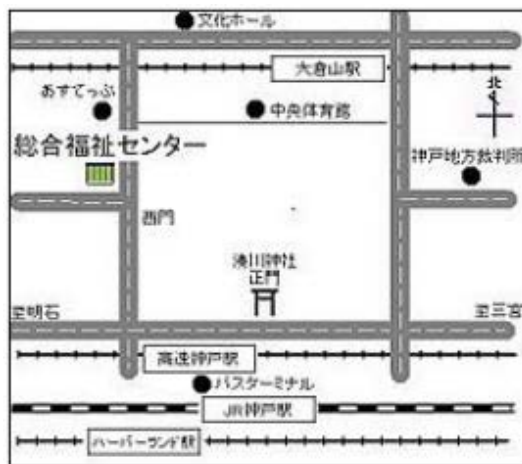
ゆうちょ銀行： 店名四二八 口座番号 0488146

三井住友銀行： 住吉支店 普通 口座番号 3951121

5. 総会案内同封資料 (この案内以外に次の資料が同封されています)

「NPO法人市民後見ひょうご定期総会出欠届」はがき・・・**5月16日(月)までに**記入して返送願います。 既に、お渡しの方には同封しておりません。

総会に出席される方は、この送付した資料をご持参願います。



6. 総会議案書

第1号議案 2015年度（第7期）事業報告及び会計報告並びに監査報告承認の件
2015年度（第7期）の事業報告と会計報告及び監査報告について報告します。

資料：事業報告書、活動計算書、計算書類の注記、貸借対照表、財産目録（監査報告記載）参照

第2号議案 2016年度（第8期）事業計画（案）及び会計予算（案）に関する件
2016年度（第8期）「事業計画書（案）」及び「事業活動予算書（案）」の通り提案します。

資料「事業計画書（案）」「事業活動予算書（案）」参照

第3号議案 定款変更及び確認に関する件

事務所所在地の変更 主たる事務所を東灘区より長田区荊藻に変更、従たる事務所を明石市及び姫路市に置くにより所轄庁を神戸市より兵庫県に変更する。これに伴い当会が特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号（宗教、政治等の団体及び暴力団関係でないこと）に該当することを確認

事業の見直し、副理事長を1名又は2名へ

資料：変更定款（案）、市民後見ひょうご基金設置運用規程（案）

第4号議案 役員（理事・監事）候補者の選任に関する件

次の役員を選任を提案いたしますのでご承認願います。

役員	氏名	住所	変更事項
理事	神田 典治	堺市北区	再任（重任）
理事	加藤 正人	神戸市西区	再任
理事	酒井 邦夫	神戸市須磨区	再任
理事	村上 広年	神戸市長田区	再任
理事	山本 憲経	姫路市	新任
理事	原田 順二	加古川市	新任
理事	中橋 一夫	神戸市西区	新任
監事	横山 茂	明石市	新任

7. 懇談会（会員としての意見・活動について）

- (1) 昨年度までの事業実施結果について
- (2) 昨年度の後見活動事例報告について
- (3) 会員としての意見や活動について
- (4) その他

懇談会終了後、有志による**懇親会**を神戸駅周辺で実施します。（場所当日連絡）
参加希望者の方は 定期総会出欠届はがき に記載の懇親会 **出席** 欄に **○印**
を入れてください。（総会当日の受付時に参加費 3,500 円を集金します）

2015年度(第7期)事業報告書

2015年4月1日～2016年3月31日

特定非営利活動法人 市民後見ひょうご

1 事業の実施の成果

- ① 法定後見の受任及び生活見守りの締結に伴い支援方法と支援体制の充実を図るために毎月支援会議を開催し、要支援者の情報の共有化と支援内容の検討を行い、法人による後見モデルを進化しました。具体的には、身上監護を担う複数の担当者がチームとなり、本人情報の共有化し、その後本人との面談・意向確認等を行い、支援関係者が集うケア会議等を担いました。財産管理と家庭裁判所や金融機関などの定型事務を事務局が担う、二本柱の組織体制となりました。法人後見人としての意思決定過程は、毎月検討会議を開催し、出席した支援関係者で本人支援の現状確認・課題検討・支援検討を行い、それに従い支援を実施する体制としました。
- ② 成年後見講座（概要講座）を開催しましたが、受講者の減により実務講座は中止しました。
- ③ 明石市及び播磨町等の地方自治体や社会福祉協議会が主催する成年後見や権利擁護に関する協議会に参画し、支援の在り方について意見提案を行いました。特に、明石市社会福祉協議会が所管する明石市成年後見支援センターや市民後見人の養成講座等に関わりました。
- ④ 調査研究事業として、公証人による死後事務委任契約、ケアマネージャーとの連携・金銭管理、医療ソーシャルワーカーとの連携・医療同意について3回の勉強会を開催しました。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業	事業内容	実施	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
1. 成年後見制度の普及啓発に関する事業	出前説明会					144
	高齢者生活協同組合	4月1日	中央区	2人	10数人	
	高齢者生活協同組合	6月20日	中央区	2人	約100人	
	播磨町社会福祉協議会	10月14日	播磨町	1人	10数人	
	みちしるべ神戸	11月23日	中央区	1人	約60人	
	特養しらさぎの里	2月10日	姫路市	2人	8人	
	PresentGarden to	3月5日	垂水区	2人	約30人	
愛心園保護者会	3月6日	上郡町	1人	約60人		
2. 市民後見人の養成及び育成に関する事業	成年後見講座（概要講座）	各5日間	神戸会場	延8人	参加：延10人	210
	成年後見講座（実務講座）	中止		—	—	
3. 生活見守り、権利擁護及び成年後見等に関する相談及び支援に関する事業	若年認知症交流会参加	11回	中央区	1～3人	約200人	52
	摂津本山相談室の開設	毎週月/金	東灘区等	1～3人	30人	
	福祉施設や居宅介護事業者などのケアマネからの相談 上半期：8名の成年後見等開始申立支援（内5名受任） 下半期：3名の成年後見等開始申立支援（申立中） ※ 添付グラフ参照					
4. 福祉サービス利用援助事業	あんしん見守り契約による	1回/月訪問（継続中）	東灘区 長田区	3人	継続2名	66

5. 任意後見契約に関する事業	公正証書での委任契約及び任意後見契約による	面談/ 3ヵ月	長田区	3人	契約終了1人	2
6. 法定後見受任に関する事業	成年後見人受任 保佐人受任 補助人受任 ※ 添付グラフ参照	1回/月訪問による身上監護と財産管理	長田区 北区 中央区 須磨区、他	複数で主/副支援/金銭管理を担当	成年後見4人、保佐2人、補助3人受任、事務終了5人	844
7. 認知症高齢者に係る生活見守り、権利擁護、成年後見制度及び地域福祉に関する調査研究等の事業	明石市後見制度支援協議会連絡参画	6月6日 1月15日	明石市	1人	—	88
	播磨町権利擁護まちづくり委員会参加	毎月	播磨町	1人	—	
	調査研究（事例等勉強会）テーマ：1/24 死後事務委任契約、2/28 金銭管理事務契約、3/27 医療行為の同意					

3. 事業活動報告

(1) 相談支援活動

若年認知症交流会（おひさま）に毎月参加し、参加者への情報提供や相談活動、また、介護支援専門員の要請に基づき要支援者に関する相談支援活動、さらに、知的障がい者を支援する NPO 法人と連携し、その保護者である高齢者の相談支援活動を行いました。

(2) 見守り活動

安心見守り契約者の自宅を毎月訪問し、生活の心配事や将来の不安をヒアリングし、生活課題の解決に関する援助を行いました。

(3) 成年後見等受任・支援活動

介護保険サービス事業者からの相談を通じて、成年後見等開始申立において、候補者として手続支援を行うとともに、成年後見人・保佐人・補助人としての支援活動を行いました。

(4) 研究事業（勉強会）

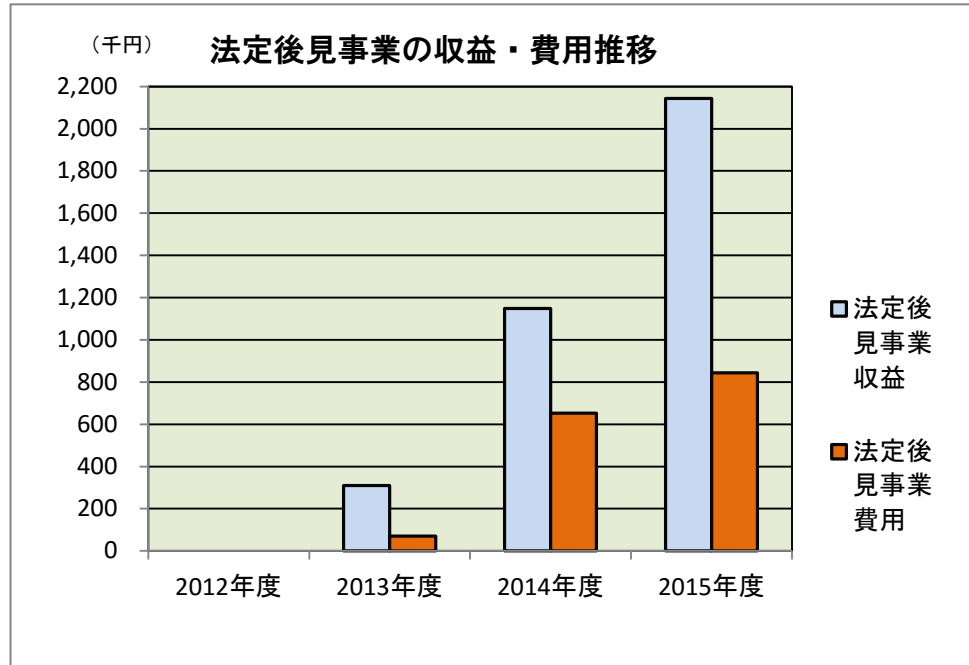
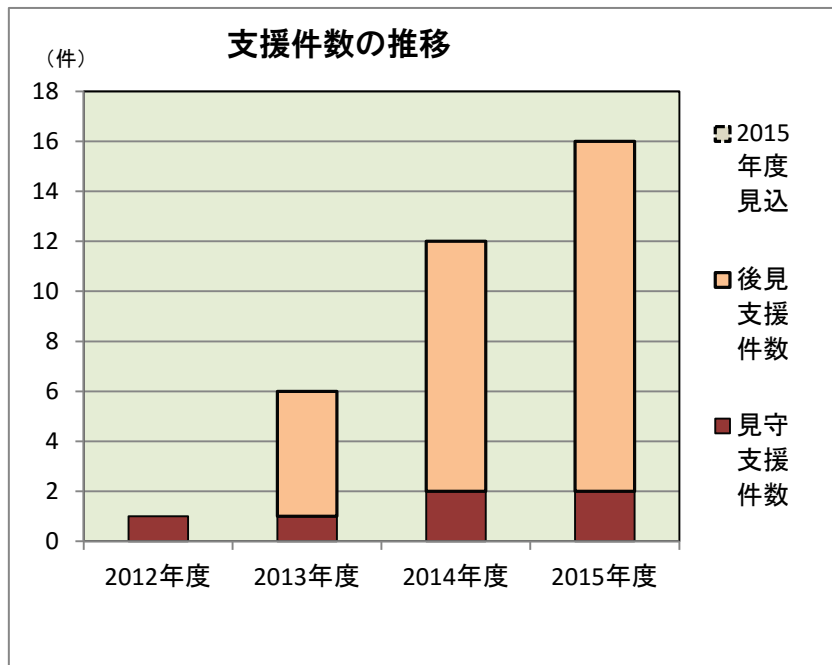
当法人が行った支援の困難事例を取り上げ、①本人情報の提供、②質疑応答による本人情報の共有化、③本人の支援モデルの明確化、④本人への支援方法や支援内容の選択肢の検討等を勉強しました。

(5) 組織会議

基幹会議としての理事会(4/22, 5/24, 1/12)を開催しました。生活見守り・後見支援に関するケアを中心とした支援部会議を月1回で計12回開催しました。

(6) 広報・情報発信

Web 掲示板 <http://blog.canpan.info/kouken-hyougou/> に活動内容をタイムリーに掲載しました。



科 目	2012年度		2013年度		2014年度		2015年度	
	福祉利用事業	法定後見事業	福祉利用事業	法定後見事業	福祉利用事業	法定後見事業	福祉利用事業	法定後見事業
I 経常収益(円)								
事業収入	74,480	-	126,420	310,000	148,100	1,148,310	254,920	2,142,554
経常収益計(円)	74,480	-	126,420	310,000	148,100	1,148,310	254,920	2,142,554
II 経常費用(円)								
(1)人件費								
諸謝金	9,000	-	11,000	33,000	27,000	153,000	31,000	191,500
ボランティア評価費用	-	-	-	-	8,500	56,920	500	48,000
人件費計	9,000	-	11,000	33,000	35,500	209,920	31,500	239,500
(2)その他経費								
旅費交通費	17,100	-	11,930	37,920	35,710	442,190	31,750	602,780
他	525	-	-	-	1,512	-	2,403	1,392
その他経費計	17,625	-	11,930	37,920	37,222	442,190	34,153	604,172
経常費用計(円)	26,625	-	22,930	70,920	72,722	652,110	65,653	843,672
当期経常増減額(円)	47,855	-	103,490	239,080	75,378	496,200	189,267	1,298,882

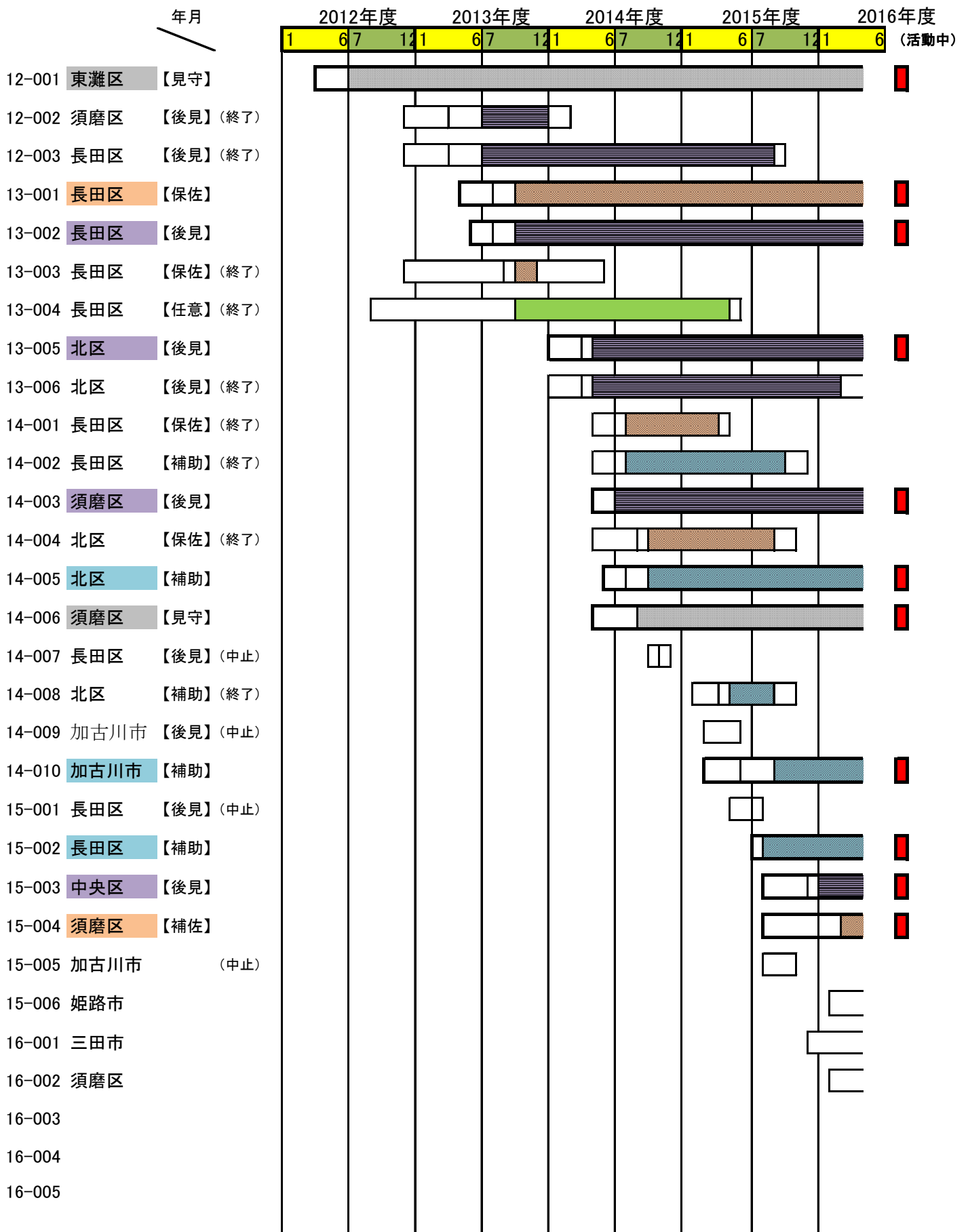
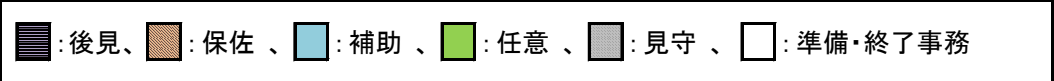
※ データは所轄(神戸市)提出の事業報告書から抜粋

支援・終了件数	見守支援	後見支援	見守支援	後見支援	見守支援	後見支援	見守支援	後見支援
		1	0	1	5	2	10	2
	見守終了	後見終了	見守終了	後見終了	見守終了	後見終了	見守終了	後見終了
	0	0	0	2	0	1	0	5

※ 支援件数は年度毎の支援累計件数、終了件数は年度毎の支援累計件数の内数

市民後見ひょうごの成年後見等支援期間状況

2016年4月22日



活動計算書

2015年4月1日から 2016年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	120,000	
賛助会員受取会費	31,000	151,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	234,028	234,028
3. 受取助成金等		
後見推進業務委託費		0
4. 事業収益		
普及啓発事業	25,000	
養成育成事業	44,000	
相談支援事業	223,182	
福祉利用事業	254,920	
任意後見事業	11,540	
法定後見事業	2,142,554	
調査研究事業	67,226	2,768,422
5. その他収益		
受取利息	153	
ボランティア受入評価益	283,682	283,835
経常収益計		3,437,285
II 経常費用		
1. 事業費		
(1)人件費		
諸謝金	276,511	
ボランティア評価費用	171,682	
人件費計	448,193	
(2)その他経費		
会場借料	23,050	
旅費交通費	709,530	
支援部会議旅費	87,430	
通信運搬費	543	
消耗品費	0	
事業印刷費	130,449	
支払手数料	3,267	
雑費	4,159	
その他経費計	958,428	
事業費計		1,406,621
2. 管理費		
(1)人件費		
諸謝金	224,000	
ボランティア評価費用	101,000	
人件費計	325,000	
(2)その他経費		
会場借料	33,260	
旅費交通費	534,230	
支援部会議旅費	34,370	
通信運搬費	106,647	
備品購入費	33,632	
消耗品費	23,594	
新聞図書費	0	
研修費		
印刷製本費	0	
水道光熱費	34,308	
賃借料(家賃)	300,000	
保険料	8,000	
支払手数料	89,358	
租税公課	0	
支払利息	5,000	
評価備品	11,000	
雑費	38,758	
その他経費計	1,252,157	
管理費計		1,577,157
経常費用計		2,983,778
当期経常増減額		453,507

Ⅲ 経常外収益			
1. 過年度損益修正益		0	
経常外収益計			0
Ⅲ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			453,507
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			453,507
前期繰越正味財産額			885,108
次期繰越正味財産額			1,338,615

計算書類の注記

1 事業別損益の状況

事業別損益の状況は以下の通りです。

(単位:円)

科 目	普及啓発事業	養成育成事業	相談支援事業	福祉利用事業	任意後見事業	法定後見事業	調査研究事業	事業費計	管理費	合計
I 経常収益										
1. 受取会費								0	151,000	151,000
2. 受取寄付金								0	234,028	234,028
3. 受取助成金等		0						0	0	0
4. 事業収入	25,000	44,000	223,182	254,920	11,540	2,142,554	67,226	2,768,422	0	2,768,422
5. 受取利息								0	153	153
6. ボラ受入評価収益								0	283,682	283,682
経常収益計	25,000	44,000	223,182	254,920	11,540	2,142,554	67,226	2,768,422	668,863	3,437,285
II 経常費用										
(1) 人件費										
諸謝金	10,000	7,000	5,500	31,000		191,500	31,511	276,511	224,000	500,511
ボラ評価費用	58,348	43,000	5,000	500	1,000	48,000	15,834	171,682	101,000	272,682
人件費計	68,348	50,000	10,500	31,500	1,000	239,500	47,345	448,193	325,000	773,193
(2) その他経費								0		
会場借料	3,500	12,540					7,010	23,050	33,260	56,310
旅費交通費	71,770	23,420	38,740	31,750	1,460	515,350	27,040	709,530	534,230	1,243,760
支援部会議旅費						87,430		87,430	34,370	121,800
通信運搬費						543		543	106,647	107,190
備品購入費								0	33,632	33,632
消耗品費								0	23,594	23,594
新聞図書費								0	0	0
印刷費		123,639					6,810	130,449	0	130,449
光熱水費								0	34,308	34,308
賃借料(家賃)								0	300,000	300,000
保険料								0	8,000	8,000
支払手数料		864		2,403				3,267	89,358	92,625
租税公課								0	0	0
業務委託費								0	5,000	5,000
評価備品								0	11,000	11,000
雑費			3,100			849	210	4,159	38,758	42,917
その他経費計	75,270	160,463	41,840	34,153	1,460	604,172	41,070	958,428	1,252,157	2,210,585
経常費用計	143,618	210,463	52,340	65,653	2,460	843,672	88,415	1,406,621	1,577,157	2,983,778
当期経常増減額	△ 118,618	△ 166,463	170,842	189,267	9,080	1,298,882	△ 21,189	1,361,801	△ 908,294	453,507

貸借対照表

2016年 3月 31日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	38,568		
普通預金	776,090		
ゆうちょ銀行	64,513		
未収金	519,614		
前払金	8,500		
前払費用	25,000		
流動資産合計		1,432,285	
2. 固定資産			
(1)有形固定資産			
有形固定資産計	0		
(2)無形固定資産			
無形固定資産計	0		
(3)投資その他の資産			
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		0	
資産合計			1,432,285
II 負債の部			
1. 流動負債			
前受金	93,660		
短期借入金	0		
預り金	0		
未払い金	10		
流動負債合計		93,670	
2. 固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			93,670
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		885,108	
当期正味財産増減額		453,507	
正味財産合計			1,338,615
負債及び正味財産合計			1,432,285

財産目録

2016年 3月 31日現在

(単位:円)

科 目 ・ 摘 要	金 額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
現金 現金手許有高	38,568	
普通預金 三井住友銀行 住吉支店	776,090	
ゆうちょ銀行 店名四二八	64,513	
前払費用		
貸借	25,000	
ボランティア保険	8,500	
未収金		
被支援者の経費	519,614	
流動資産合計		1,432,285
2. 固定資産		
(1)有形固定資産		
有形固定資産計	0	
(2)無形固定資産		
無形固定資産計	0	
(3)投資その他の資産		
投資その他の資産計	0	
固定資産合計		0
資産合計		1,432,285
II 負債の部		
1. 流動負債		
前受金		
会費	60,000	
あんしん見守契約	33,660	
短期借入金	0	
未払い金	10	
流動負債合計		93,670
2. 固定負債		
長期借入金	0	
固定負債合計		0
負債合計		93,670
正味財産		1,338,615

監査報告書

2016年4月22日

2015年度決算において適正に処理されていることを認めます。

監事 山本憲經



1 事業実施の方針

（1）事業方針

① 地域密着型（リゾーム型）事業について

神戸市長田区南部（真野真陽・新長田地域包括支援センター内）において、地域の事業者等と連携し、見守り・権利擁護・成年後見等のニーズに対応する活動を行う。

② 障がい者（知的障がい者及び精神障がい者等）の成年後見等のニーズに対応する活動を行う。

③ 姫路市内に従たる事務所（播磨支部）を設け、成年後見制度の普及啓発及び法定後見受任に関する事業を行う。

（2）自治体との連携

- ・明石市成年後見支援センターと連携し、市民後見人の養成、市民後見人の後見活動の在り方等について取り組む。

- ・播磨町及び加古川市等に成年後見制度の普及啓発を働きかける。

- ・神戸市及び姫路市に対して、成年後見活動等における連携を働きかける。

（3）成年後見活動を行うNPO法人や介護サービス事業者等との連携

- ・NPO法人成年後見・こうべかぞくねっと・きずな及び一般社団法人神戸市老人福祉施設連盟等と連携して成年後見活動を展開する。

- ・姫路市内の地域包括支援センター及び介護保険事業者等に成年後見制度の出前講座を展開する。

2 組織体制

（1）事務局及び支援部

- ・法人運営を司る事務局と法人後見等の支援活動を行う支援部を設けて事業を行う。

（2）地域組織（支部）

- ・成年後見活動を行う地域として、明石支部と播磨支部を設け、その他の地域においても、組織化を検討する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	従事者の 予定 人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	支出見 込み額 (千円)
(1) 成年後見制度の普及啓発 及び講座開催等 に関する事業	① 出前説明会（神戸市、明石市、加古川市等）の実施 ② 自治体・社会福祉協議会等との連携	3～4 人/回	一般市民 20 人/回	200
(2) 生活見守り、権利擁護及び成年後見等に関する相談 援助 に関する事業	① 個別相談の実施 ② 成年後見活動を行う N P O 法人や介護サービス事業者等との連携 ③ 若年性認知症交流会（おひさま）への参加	2～5 人	一般市民	100
(3) 福祉サービス利用援助事業	① 見守契約等に基づく支援・援助等の活動 ② 見守契約の個別事項として買い物同行支援や医療機関等への通院介助支援等	2～5 人	要支援者 10 人	200
(4) 任意後見契約に関する事業	① 任意後見人候補者としての支援活動	2～5 人	要支援者 5 人	50
(5) 法定後見受任に関する事業	① 成年後見人等としての活動	10～15 人	要支援者 15 人	1000
(6) 認知症高齢者 及び障がい者 に係る生活見守り、権利擁護、成年後見制度及び地域福祉に関する調査研究等の事業	① 認知症高齢者の介護サービス事業者等の支援事業者との連携の在り方に関する調査研究事業 ② 知的障害者の高齢の保護者に関する調査	1～3 人	介護支援専門員等の 2～3 団体 知的障がい者の家族等	200
(7) 成年被後見人等の支援 基金 に関する事業		2～3 人	要支援者 5 人	350

2016年度(第8期) 特定非営利活動に係る事業 予算書(案)
2016年4月1日～2017年3月31日

特定非営利活動法人 市民後見ひょうご

科目	金額(単位:円)		
I 収入の部			
1 会費・入金収入			
会費収入	150,000	150,000	
2 事業収入			
普及啓発及び講座開催等事業	100,000		
相談援助事業	200,000		
福祉サービス利用支援事業	500,000		
任意後見契約事業	100,000		
法定後見受任事業	2,500,000		
調査研究等事業	100,000		
支援基金に関する事業	350,000	3,850,000	
3 活動助成事業収入			
4 助成金			
明石市(未定につき仮)	100,000		
加古川市(未定につき仮)	100,000		
5 雑収入			
受取利息	200		
その他	0	200,200	
経常収入合計			4,200,200
II 支出の部			
1 事業費			
普及啓発及び講座開催等事業	200,000		
相談援助事業	100,000		
福祉サービス利用支援事業	200,000		
任意後見契約事業	50,000		
法定後見受任事業	1,000,000		
調査研究等事業	200,000		
支援基金に関する事業	350,000	2,100,000	
2 管理費			
諸謝金	300,000		
旅費交通費	500,000		
通信運搬費	150,000		
備品購入費	300,000		
消耗品費	70,000		
新聞図書費	5,000		
研修費	5,000		
印刷製本費	20,000		
光熱水費	40,000		
家賃	427,500		
支払手数料	100,000		
保険料	10,000		
租税公課	1,500		
雑費	50,000	1,979,000	
3 借入金返済	0	0	
経常支出合計			4,079,000
当期収支差額			121,200
前期繰越収支差額			1,341,615
次期繰越収支差額			1,462,815

特定非営利活動法人 市民後見ひょうご 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人市民後見ひょうごという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神戸市長田区に置く。

2 従たる事務所を兵庫県姫路市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者等に対して、生活見守り、権利擁護及び成年後見制度に関する相談及び支援等の事業を行い、各地域の市民後見人や成年後見を事業とする法人と連携することによって、安心かつ安全に暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 成年後見制度の普及啓発**及び講座開催等**に関する事業
- (2) 生活見守り、権利擁護及び成年後見等に関する相談**援助**に関する事業
- (3) 福祉サービス利用援助事業
- (4) 任意後見契約に関する事業
- (5) 法定後見受任に関する事業
- (6) 認知症高齢者**及び障がい者**に係る生活見守り、権利擁護、成年後見制度及び地域福祉に関する調査研究等の事業
- (7) **成年被後見人等の支援基金に関する事業**

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上13人以内
 - (2) 監事 1人又は2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人**又は2人**を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、**理事長からあらかじめ指名した順序によって**その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に職員を置くことができる。

- 2 職員は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファックス又は電子メールをもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファックス又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

- (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において決定された法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
 - 理事長 岡島貞雄
 - 副理事長 青木昌史
 - 理事 伊藤昌代 宇尾文子 梶原靖子 久保年男
 - 同 武藤由美子 森博子 山本文男
 - 監事 神田典治
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から最初の通常総会開催日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成22年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

- 個人 (1) 入会金 0円
- (2) 年会費 3,000円

賛助会員

- 個人 (1) 入会金 0円
- (2) 年会費 1,000円
- 団体 (1) 入会金 0円
- (2) 年会費 10,000円

市民後見ひょうご基金設置運用規程

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人市民後見ひょうご（以下「当法人」という。）定款第5条第1項第7号に基づき基金（以下「この基金」という。）を設置し、当法人が関わる要支援者及び被後見人等のために貸与等の取り扱いを定める。

(定義)

第2条 この規定で使用する用語は、以下のとおりとする。

- ① 篤志家等：当法人の活動に賛同する者及び会員
- ② 金銭等：金銭、有価証券及び不動産等（基金として取り扱うことができる物件）
- ③ 要支援者：認知症、知的障がい、精神障がい及び脳高次機能障がい等により生活見守り、権利擁護及び成年後見制度の支援が必要な方
- ④ 被後見人等：成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びにこれらになるべき者

(管理者)

第3条 この基金の管理者は理事長とする。

(基金会計)

第4条 この基金は、他の会計と区分する基金会計とする。

2 前項の会計処理は、当法人の経理規程に従って行う。

(基金の拠出)

第5条 この基金は、篤志家等から要支援者及び被後見人等のために寄付を受ける。

(取り崩し)

第6条 管理者は、当法人が支援する必要がある要支援者及び被後見人等の支援において、金銭等の貸与等を行う必要があると認められるとき、この基金を取り崩し、支出することができる。

(貸与等の条件)

第7条 管理者は、前条の貸与等の条件として、次のとおりとする

- ① 金銭の貸借については無利息とする。
- ② 貸借額、返済期間及び返済額等を定め、書面を作成する。

2 管理者は、前条に該当する者の資力から前項の貸与等になじまないと認めるときは理事会の承認を得て、給付することができる。

(運用報告)

第8条 管理者は、この基金の運用（受入額、取り崩し額、貸付額及び給付額）について、総会に報告しなければならない。

- 2 管理者は、第6条第1項の貸し付けた者の資力が低下し、返済が困難と認められるとき、その経緯、理由及び貸与等の額を理事会に報告し、理事会の承認により給付することができる。
- 3 前項における給付については、経緯、理由及び給付額を総会に報告しなければならない。

(制定及び改廃)

第9条 この規程は、総会の承認を経て制定及び改廃する。

附 則

第1条 この規程は、平成28年 月 日から施行する。